

所得税の確定申告・住民税の申告相談が始まります



平成30年分の所得税の確定申告及び平成31年度住民税（町民税・県民税）の申告相談が平成31年2月18日（月）から始まります。申告期限は平成31年3月15日（金）です。

次ページの「申告相談の際お持ちいただくもの」をご確認いただき、以下の日程で申告をお願いします。必要書類が足りない場合など、当日中に申告が終わらない場合もあります。時間と日程に余裕をもってお出かけください。

【町での申告相談・税理士による確定申告相談 会場：町庁舎4階 講堂】

内 容	日 程	時 間
町職員による確定申告 ・住民税申告相談	平成31年2月18日（月）～3月15日（金） 還付申告のみ2月14日（木）から受け付けます。	午前9時～正午 午後1時～4時
税理士による 無料確定申告相談	平成31年2月18日（月）～2月21日（木）	午前9時30分～正午 午後1時～3時

注意

次の方は町での申告相談・税理士による無料確定申告相談ではお受けすることができません。諏訪税務署で申告いただくか、税理士に個別にご相談ください。

- ◆資産の売却や交換をした方（譲渡所得のある方） ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
- ◆青色申告の方 ◆所得税、町民税・県民税以外の申告（贈与税、消費税）をされる方

【税務署での確定申告相談 会場：諏訪税務署 1階】

内 容	日 程	時 間
確定申告	平成31年2月18日（月）～3月15日（金）	相談受付：午前8時30分～午後4時 相談開始：午前9時～ 申告書の提出：午後5時まで

※税務署・町庁舎ともに土曜日・日曜日はお休みです。またお昼休み（正午から午後1時）は受付できません。

◆確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方◆

【所得税の確定申告が必要な方】

平成30年中（平成30年1月1日～12月31日）に所得があり、次のいずれかに該当する方

- ①給与所得のある方で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与が20万円を超える方
 - ・給与所得、退職所得以外の各種所得（不動産、配当、報酬、原稿料など）の合計額が20万円を超える方、公的年金等の収入金額が400万円を超える方で、所得金額から控除額を差引くと残額がある方
- ②事業所得（営業等・農業）、不動産所得などがある方で所得税の税額が発生する方
- ③土地、建物、株式などの資産譲渡による所得がある方（税務署での申告が必要です。）



【所得税の確定申告をすれば税金が戻る方（還付申告）】

次のいずれかに該当し、所得税が納め過ぎとなっている方は、確定申告をすることで所得税が還付されます。

- ①医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得者で、年の途中で退職したあと就職しなかった方で年末調整を受けていない方
- ③予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

【町民税・県民税の申告が必要な方】

平成31年1月1日現在、下諏訪町に居住しており、所得税の確定申告をしない方で、次のいずれかに該当する方

- ① 給与所得者で、給与以外の所得（20万円以下）がある方
- ② 給与所得者で、事業所から給与支払報告書が町に提出されていない方
- ③ 公的年金等受給者で、年金以外の所得がある方、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける方
- ④ 収入がなく、同一世帯の親族の扶養になっていない方で、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方

◆申告相談の際 お持ちいただくもの◆

◇印鑑（認印）

◇所得の証明となる書類

- （例）・給与、公的年金等の源泉徴収票（複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票）
 ・個人年金の支払証明書、配当所得の計算書、シルバー人材センターの配分金支払証明書
 ・収支内訳書（営業、農業、不動産所得のある方）

◇控除の証明となる書類

- （例）・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金保険料の控除証明書
 ・医療費控除の明細書（医療を受けた方ごと、病院ごとに集計し明細書に記入してください。）
 ・寄付金の受領証、身体障害者手帳など

◇預金通帳（所得税が還付される場合に必要となります。）

◇前年分の申告書の控え、収支内訳書の控え

◇「マイナンバー確認書類」と「身元確認書類」のコピー

【マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方】

マイナンバーカードの表面と裏面のコピー

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

「①マイナンバー確認書類」と「②身元確認書類」のコピー



おもち



うら

①マイナンバー確認書類

- マイナンバー通知カード
- マイナンバーを記載した住民票のうちいずれか1つ

②身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

◆ご自宅からインターネットで確定申告ができます◆

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) での確定申告書の作成は24時間いつでも利用でき、待ち時間もなく便利です。

◇作成した申告書を印刷し書面（郵送など）でご提出いただけます。

◇マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方は、ご自宅から送信による申告書の提出ができます。

※マイナンバーカードやICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応としてID・パスワードを使った申告方法もありますが、税務署での事前の手続きが必要です。



＜確定申告書の提出先・確定申告に関する問い合わせ＞

諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 電話0266-52-1390（自動音声案内）

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）